

＜対策のポイント＞

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るために、農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、**地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動**を支援します。

＜事業目標＞

温室効果ガス排出削減への貢献、生物多様性保全の推進

＜事業の内容＞

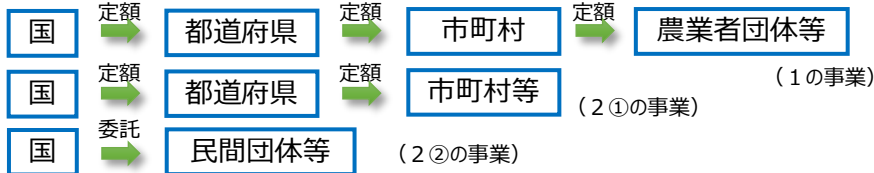
1. 環境保全型農業直接支払交付金 2,537 (2,360) 百万円

- ① 対象者：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
- ② 対象となる農業者の要件
 - ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
 - イ 持続可能な農業生産に向けた研修の受講と自己点検に取り組むこと
 - ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと
- ③ 支援対象活動
 - 化学肥料、化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組と合わせて行う**地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動**
- ④ 取組拡大加算（令和 4 年度拡充事項）
 - 有機農業の新規取組者の受入れ・定着に向けた活動への支援を拡充

2. 環境保全型農業直接支払推進交付金等 113 (90) 百万円

- ① 環境保全型農業直接支払推進交付金 104 (81) 百万円
 - 都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の推進を支援します。
- ② 環境保全型農業効果調査事業委託費 9 (9) 百万円
 - 本交付金の効果の検証に必要な調査・分析を実施します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【支援対象取組・交付単価】

化学肥料、化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組と合わせて行う以下の取組

▶ 全国共通取組 国が定めた全国を対象とする取組

全国共通取組		交付単価 (円/10a)
有機農業 注1)	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000円
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合注2) に限り、2,000円を加算。	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000円
	堆肥の施用	4,400円
	カバークロップ	6,000円
	リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)	5,400円 (3,200円)
	草生栽培	5,000円
	不耕起播種注3)	3,000円
	長期中干し	800円
	秋耕	800円



有機農業



堆肥の施用



カバークロップ



長期中干し

- 注 1) 国際水準の有機農業を実施していることが要件となります。有機JAS認証取得を求めるものではありません。
- 注 2) 土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施していただきます。
- 注 3) 前作の畝を利用し、畝の播種部分のみ耕起する専用播種機により播種を行う取組です。

▶ 地域特認取組 地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組（冬期湛水管理、炭の投入等）
※交付単価は、都道府県が設定します。

【取組拡大加算】（令和 4 年度拡充事項）

有機農業に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体に対し、活動によって増加した新規取組面積に応じて支援
＜交付単価＞ 4,000円/10a

❖ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。
❖ 配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。
15 / 83

【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課 (03-6744-0499)